

部会意見等への対応案について

資料 3

【北海道アルコール健康障害対策推進計画】

重点目標	国の動向・部会における意見（主なもの）	対応案	備考
発生予防	<p>■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合が、特に女性は増加。更なる啓発や、地域や職域などでの総合的な取組が必要。【国アルコール健康障害対策関係者会議】</p> <p>■アルコール依存症に対する正しい認識が進んでいる一方、未だ十分な理解が浸透し切れていない側面もあることから、引き続き正しい知識の普及啓発に努めていく必要がある。【国アルコール健康障害対策関係者会議】</p> <p>■依存症の危険性をしっかり中高生で指導していく必要がある。【部会における意見】</p> <p>■女性の飲酒問題について、普及啓発の一層の充実を図る必要がある。【部会における意見】</p> <p>■高齢者とアルコールの問題を考える必要がある、認知症が始まってからでは対応が難しく、アルコールの問題があると施設などにも入りにくいことが多い。【部会における意見】</p>	<p>1 発生予防（一次予防）</p> <p>（1）教育、広報等による普及啓発の推進</p> <p>[具体的な取組]</p> <p>○20歳未満の者、若い世代、<u>妊産婦を含む女性</u>や高齢者等への飲酒のリスクに関する教育や啓発の推進</p> <p>・20歳未満の者や大学生などの若い世代に対して、飲めない体質や飲酒のリスク等アルコール健康障害に関する啓発資料の作成、配布や自助グループの当事者等を講師とした学習機会等を通じて、アルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>・<u>市町村や関係機関と連携し、母子手帳交付時や健診等を活用して、妊産婦や子育て中の母親に対し、</u>飲酒の有無の確認や飲酒が自分自身や胎児・乳児に及ぼすリスクについて説明し、妊娠中や授乳期間中の<u>禁酒や、適正飲酒についての</u>保健指導が行われるよう促すとともに、家族間で共有し、未然に防ぐことができるよう促します。</p>	<p>新旧対照表 7ページ</p>

部会意見等への対応案について

資料 3

【北海道アルコール健康障害対策推進計画】

重点目標	国の動向・部会における意見（主なもの）	対応案	備考
発生予防		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域包括支援センター等と連携し、高齢者に対し、過度な飲酒が自分自身の健康問題を引き起こすリスクになることを説明し、節度ある適度な飲酒を心がけるよう促します。 ・特定健診・特定保健指導の実施においては、医療保険者及び産業医と連携し、飲酒習慣や飲酒量を確認し、適度な飲酒についての保健指導が行われるよう促します。 <p>○依存症に対する誤解や偏見の解消に向けた正しい知識・理解の啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」（令和6年2月公表）を活用し、道民に広く、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を図ります。 	<p>新旧対照表 7ページ</p>

部会意見等への対応案について

資料 3

【北海道アルコール健康障害対策推進計画】

重点目標	国の動向・部会における意見（主なもの）	対応案	備考
支援体制	<p>■アルコール使用障害スクリーニング（AUDIT）をもっと様々な機会を活用して、必要な方を医療につなげていくことができないか。【部会における意見】</p>	<p>2 進行予防（二次予防） （1）健康診断及び保健指導 [具体的な取組] ○健康診断や保健指導等を機会とした早期介入・早期治療 ・健康診断や保健指導等においては、医療保険者及び産業医等と連携し、<u>AUDIT（オーディット）</u>を実施し、アルコール依存症が疑われる者には、アルコール依存症の治療を行う医療機関への受診につなげる必要があることを健康診断や保健指導に従事する者に周知します。</p>	<p>新旧対照表 8～9 ページ</p>
	<p>■アルコール依存症を診てくれる医療機関・精神科医は極めて少ない現状にある。【部会における意見】</p>	<p>2 進行予防（二次予防） （2）医療の充実等 [具体的な取組] ○専門医療機関・治療拠点機関の整備 <u>・専門医療機関について、精神科医療機関への働きかけを強化し、整備に向けた取組を進めます。</u></p>	<p>新旧対照表 10 ページ</p>

部会意見等への対応案について

資料 3

【北海道アルコール健康障害対策推進計画】

重点目標	国の動向・部会における意見（主なもの）	対応案	備考
支援体制	<p>■肝障害になった方は消化器内科等にほとんどが行くが、そこからアルコール依存症の専門医療になかなかつながらない現状がある。【部会における意見】</p>	<p>2 進行予防（二次予防） (2) 医療の充実等 [具体的な取組] ○医療連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医療機関及び治療拠点機関を中心に、内科等のかかりつけ医や産業医、アルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携強化を図ります。 ・内科・救急等の一般医療、総合病院、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制（SBIRTS）の構築を推進します。 	<p>新旧対照表 10ページ</p>

部会意見等への対応案について

資料 3

【北海道アルコール健康障害対策推進計画】

重点目標	国の動向・部会における意見（主なもの）	対応案	備考
支援体制	<p>■アルコール健康障害の当事者及びその家族が、より円滑に適切な支援に結びつくよう、相談支援体制等の構築が必要。【国アルコール健康障害対策関係者会議】</p>	<p>3 再発予防（三次予防） （1）社会復帰への支援 [具体的な取組] ○アルコール依存症からの回復支援 ・本人の治療・回復には、家族の協力が重要であり、<u>アルコール依存症への理解を深められるよう、支援や治療に関する情報の提供を行います。また、家族自身についても、本人がアルコール依存症であることにより、様々な悩みや問題を抱えることとなることから、本人に対してと同様、関係機関と連携して、必要な支援を行います。</u></p>	<p>新旧対照表 13ページ</p>
	<p>■子育て世帯の女性がアルコール問題を抱えていると、家族全体に大きな影響がある。それに対する取組を考えるべきではないか。【部会における意見】</p>	<p>3 再発予防（三次予防） （2）民間団体の活動に対する支援 [具体的な取組] ○自助グループ等への支援 ・自助グループ等が活動しやすいように、関係機関と連携を図り、<u>現状と課題を整理し共有するとともに、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を提供するなど、自助グループ等の活動の支援に努めます。</u></p>	<p>新旧対照表 13～14ページ</p>
	<p>■地域によっては、高齢化で自助グループが弱体化して、治療そのものが成り立つのが厳しい状況。オンラインの活用もできるが、対面が効果的。支援が必要ではないか。【部会における意見】</p>		

部会意見等への対応案について

資料 3

【北海道アルコール健康障害対策推進計画】

重点目標	国の動向・部会における意見（主なもの）	対応案	備考
基盤整備	<p>■こども基本法に基づき、こども施策の強化が図られていることを踏まえ、以下の取組を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援における児童福祉部門等との連携の強化 ・地域生活支援の従事者や児童福祉部門関係者等に対する研修の推進 	<p><u>4 共通</u> <u>(2) 人材の確保</u> <u>[具体的な取組]</u></p>	<p>新旧対照表 15～16ページ</p>
	<p>■アルコール依存症に対する医療には、非常に労力がかかるため、医療従事者の方の個人の意欲に負うところも大きく、大事に支えていく必要がある。【部会における意見】</p>	<p><u>○相談支援従事者の育成（再掲）</u> <u>・治療拠点機関、精神保健福祉センターにおいて、保健所及び児童福祉部門を含むアルコール関連問題に関する関係機関に対し、従事者の研修、啓発等を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成、関係機関の連携体制の強化を図ります。</u></p>	
	<p>■コメディカルの方で依存症に意欲的に取り組んでいる方もいるが、医療機関における立場が弱く、孤立してしまう部分もある。コメディカルの力をもっと大事にできるような環境づくりが大事。【部会における意見】</p>		